

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年5月31日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋嶋 明人
同 山田 正芳
同 十河 直

1 監査対象年度 平成23年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人置 県百年記念香川 県文化芸術振興 財団	指導注意事項	会計規程で定められた現金受払簿、郵便切手受払簿、収入印紙受払簿、保管金整理簿、借入品出納保管簿及び備品供用簿が作成されていなかった。	会計規程で定める各帳簿を作成した。
		前回の監査において、印章台帳、文書収受簿、文書発送簿及び金券等収受簿が作成されておらず、現状にあわせて規程等を見直すよう指導していたが、改善されていなかった。	指摘された印章台帳、文書収受簿、文書発送簿及び金券等収受簿を作成した。 なお、文書規程については、現状にあわせて見直し、文書規程の改正を平成25年6月に開催する理事会に提案する予定である。
		事務局嘱託職員について、出勤簿が作成されていなかったので、作成する必要がある。	事務局嘱託職員の出勤簿を作成した。
学校法人花岡学園	指導注意事項	契約締結、購入などにつき、口頭による理事長などの事前承認を得るだけでなく、あらかじめ文書による決裁が必要なものがあった。	物品購入等について、経理規定の改定を行い、伺書により決裁を得ることとした。 今後は、経理規定を遵守し、適正な処理に努める。
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	指導注意事項	資金前渡について、精算残金の返納を受けたときは、現金受払簿に記載する必要があるが、一部記載漏れがあった。また、保育料については、収納の都度、現金受払簿へ記載する必要があ	資金前渡をした際の精算残金の返納については、漏れのないよう必ず現金受払簿に記載する。また、保育料については、保護者から収納の都度、現金受払簿へ記載する。

		る。	
社会福祉法人香川県社会福祉事業団	指導注意事項	平成24年1月に発覚した事業団職員による横領事件については、今後とも内部統制の確立など再発防止のための所要の対策を進める必要がある。	複数の会計責任者の配置や会計事務研修の実施などにより、職員の意識改革と会計知識の向上を図り、内部牽制が働きやすい環境づくりを行う。
公益財団法人かがわ産業支援財団	指導注意事項	資金の運用については、事務決裁規程で理事長の決裁が必要とされているが、運用決定につき理事長の決裁がないものがあった。	資金の運用に当たっては、事前に理事長に協議して了解を得ていたが、誤って理事長決裁不要の様式で起案したため押印漏れとなつたものであり、指摘後直ちに理事長の押印を得た。 今後は、複数の職員が決裁の都度、最終決裁権者に誤りがないか確認を行うなどチェックを強化する。
財団法人香川県農業振興公社	指摘事項	金銭出納事務等において、次のとおり誤りが多く見られるので、適正な執行に向けて、改善を図る必要がある。 1 非常勤役員報酬について、源泉徴収事務に誤りがあった。 2 ふるさと雇用再生特別基金事業業務委託に係る旅費の支払について、支給誤りがあるので返納させるとともに、県に対し再度精算する必要がある。 3 新規就農相談センター運営業務委託について、受託者である県農業会議から契約書で定める実施計画書の提出を受けておらず、委託金額の算定根拠も不明であった。	毎月、金銭出納事務の内部監査を実施し、事務処理の適正化を図っている。 1 理事会出席者の報酬の支払いに当たっては、適正な源泉徴収額に改めるとともに、源泉徴収票を役員及び関係機関に送付し、適正な税申告を行った。 2 当事者に返還請求し、過払額の徴収を行った。県に実績報告書の修正を提出し、県からの納入通知書により直ちに戻入した。 3 今後は、委託金額の算定根拠を書面で整備するとともに、実施計画書を提出させ、適切な業務執行を行う。
財団法人香川県水産振興基金	指導注意事項	本部事務局の財務規程を整備する必要がある。また、	財務規程を作成し、平成25年3月開催の理事会で承認を得た。な

		一部の経費について稟議書が作成されていないものがあるので、軽微なものを除く経費については稟議書を作成する必要がある。	お、経費の支出に当たっては、全ての経費について、支出稟議を12月から行っている。
--	--	--	--